



基調講演

「世界金融危機と北東アジアにおけるサブ地域経済協力」

アジア開発銀行研究所 (ADB) 所長
河合正弘

この基調講演では、世界金融危機が北東アジアにどのような影響を与えたか、金融危機以降はこの地域が、域内協力を進めながら持続可能な経済成長、繁栄、平和をいかに実現していくべきかについて話したい。

1. 北東アジア経済の特徴

北東アジアはこの30年間、目覚ましい経済発展と、成長を実現してきた。まず日本が1960～70年代に経済成長を遂げ、次に韓国が対外志向的な経済政策を取り入れ、そして中国が開放・改革政策を加速化した。北東アジアで中核的

な役割を占める日中韓が他の東アジア諸国と市場ベースでの経済統合を進めることにより、東アジア全体の経済成長につながった。ここで言う北東アジアとは、日本、中国、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシア極東地域（以下、極東ロシア）を含む地域を指す。

北東アジアが世界経済に占めるシェアもこの30年間で拡大してきた。購買力平価 (PPP) でみると、日中韓のGDPが世界に占める割合は、1980年に11%だったが2000年に17%、2008年には20%に伸びている。IMFの予測によれば、これは2014年には24%に上昇するという。モンゴル、北朝

表1：北東アジアGDPの世界GDPに対するシェア (%)

	1980	1990	2000	2008	2010	2014
Purchasing Power Parity (PPP) GDP						
(1) Japan	7.9	9.1	7.6	6.3	5.9	5.4
(2) China	2.0	3.6	7.2	11.4	13.2	16.2
(3) South Korea	0.8	1.4	1.8	1.9	1.9	2.0
(4) Mongolia	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(5) Russian Federation	--	4.2	2.7	3.3	3.0	3.0
(1) + (2) + (3)	10.7	14.0	16.6	19.6	21.1	23.6
(1) + (2) + (3) + (4) + (5)	--	19.2	19.3	22.9	24.1	26.5
Nominal GDP						
(1) Japan	9.1	13.4	14.5	8.1	8.6	7.8
(2) China	2.6	1.7	3.7	7.1	8.7	11.1
(3) South Korea	0.6	1.2	1.7	1.5	1.4	1.6
(4) Mongolia	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(5) Russian Federation	--	0.4	0.8	2.8	2.3	2.8
(1) + (2) + (3)	12.3	16.3	19.9	16.7	18.7	20.4
(1) + (2) + (3) + (4) + (5)	--	19.4	20.7	19.5	21.0	23.3

Source: IMF, *World Economic Outlook*, October 2009, database.

表2：北東アジア諸国の基礎的な経済指標、2008年

	GDP	POP	GDP/ POP	Inv/ GDP	Sav/ GDP	Industrial Structure			Exp/ GDP	Imp/ GDP	FDI/ GDP
						Agr	Ind[Man]	Serv			
	Bill.US\$	Mill	US\$	%	%	%	%	%	%	%	%
Japan	4,909.3	127.7	38,443	24.0	25.2	1.5	30.1[21.4]	68.4	16.1	14.8	4.1
China	4,326.2	1,325.6	3,263	42.6	49.2	11.3	48.6[34.4]	40.1	35.0	28.4	8.7
South Korea	929.1	48.6	19,115	31.4	30.2	2.5	37.1[28.1]	60.3	52.9	54.1	10.7
Mongolia	5.3	2.6	1,998	40.2	38.8	23.0	41.5[4.5]	35.6	64.3	65.7	37.3
North Korea	--	23.9	--	--	--	--	--	--	--	--	9.4
Russia	1,607.8	141.8	11,339	25.3	36.3	4.8	38.5[19.0]	56.8	33.4	22.5	12.8

Note: Inv = investment, Sav = savings, Exp = export, Imp = import, FDI = stock of inward FDI.

Source: IMF, *World Economic Outlook*, October 2009, database; World Bank, *World Development Indicators*; UNCTAD, *World Investment Report*, 2009.

鮮、ロシア（極東ロシアのGDPの時系列や予測は入手可能でないで、ここではロシア全国）を加えてもその傾向は変わらず、GDPの推定が難しい北朝鮮を除いた北東アジア5カ国で27%を占めることが予測されている。名目GDPでも、2000年代に入って停滞した時期もあるが、全体的な傾向として北東アジアの世界経済に占める重要性は拡大している（表1）。

北東アジアはその経済規模、人口、産業構造、経済開放度、経済の発展段階などの面で多様性をもつ（表2）。日本と韓国はOECDに加盟する先進国経済だが、中国、モンゴル、北朝鮮、ロシアは経済体制移行国だ。モンゴルは北東アジアの中で対外開放度が最も高いが、北朝鮮は市場経済システムをもたない閉鎖経済である。ロシアと北朝鮮はWTOにまだ加盟していない。

経済の発展段階は、国連開発計画（UNDP）の人間開発指数（HDI）で示すことができる。HDIは、長く健康な生活、知識、生活水準の3の次元で集約される指標として示されている。北東アジア諸国のHDIをみると、日本と韓国がEUの平均あるいはそれを上回り、中国、ロシア（全国）、モンゴルは遅れていることがわかる（表3）。

この地域における貿易面での統合は、この10年の間に大

いに前進してきた。北東アジアの域内貿易の対世界貿易に対する比率は、1992年の15%から2008年には23%へと増大した（極東ロシアのデータはロシア全国の統計で代替）。この域内貿易の大半は日中韓によるものであり、日中韓の相互の貿易額の対世界貿易額に占める割合は92年の14%から、2008年には22%に増大した。同じ時期、日韓の中国への貿易上の依存度が高まり、これら2国にとっては欧米以上に中国の重要性が増してきた。中国の北東アジアに対する貿易上の依存度は下がっているが、全体として日中韓3カ国の貿易面での緊密な関係は大きく前進している（表4）。

一方、ロシア（全国）の北東アジアに対する貿易上の依存度は低く、92年で12%、2008年には14%になっている。モンゴル、北朝鮮の北東アジアに対する貿易上の依存度は高いが、同時期にそれぞれ78%から76%へ、54%から36%へとその比率は下がっている。総じていえば、日中韓という北東アジアの中核グループと他のモンゴル、ロシア（全国）、北朝鮮の間の貿易上のリンクは限られている。これは、様々な経済的、非経済的な要因—北朝鮮における経済市場化の未発展や貿易志向的な直接投資流入の欠如、政治的・軍事的な緊張関係など、サブ地域全体での物的インフラの未整備—によるものだとはいえる。しかしこのことは、逆に

表3：北東アジアにおける人間開発指数

	1980	1990	2000	2007
Japan	0.887	0.918	0.943	0.960
China	0.533	0.608	0.719	0.772
South Korea	0.722	0.802	0.869	0.937
Mongolia	--	--	0.676	0.727
North Korea	--	--	--	--
Russia	--	0.821	--	0.817
EU27	0.856	0.866	0.894	0.921
USA	0.894	0.923	0.949	0.956

Note: Data for EU27 are averages for the 27 countries for which data are available.

Source: UNDP, *Human Development Report* (2009).

表4：各国の北東アジアに対する貿易上の依存度（%）

	1992	2000	2008
Japan	10.9	16.6	25.1
China	22.2	26.7	20.1
South Korea	23.5	26.0	32.0
Mongolia	78.2	67.6	75.5
North Korea	54.1	34.0	35.7
Russia	12.5	8.1	14.4

Source: IMF, *Direction of Trade*, online.

表5：北東アジアにおけるビジネス環境指標（2010年）

Index Factor	Japan	China	South Korea	Mongolia	Russia
Overall Ranking	15	89	19	60	120
Starting a Business	91	151	53	78	106
Dealing with Construction Permits	45	180	23	103	182
Employing Workers	40	140	150	44	109
Registering Property	54	32	71	25	45
Getting Credit	15	61	15	71	87
Protecting Investors	16	93	73	27	93
Paying Taxes	123	130	49	69	103
Trading Across Borders	17	44	8	155	162
Enforcing Contracts	20	18	5	36	19
Closing a Business	1	65	12	110	92

Source: World Bank, *Doing Business Index* Database 2010

言えば、北東アジアにおいては、これらの問題を解決することによって、貿易面での緊密化を図ることができることを意味している。

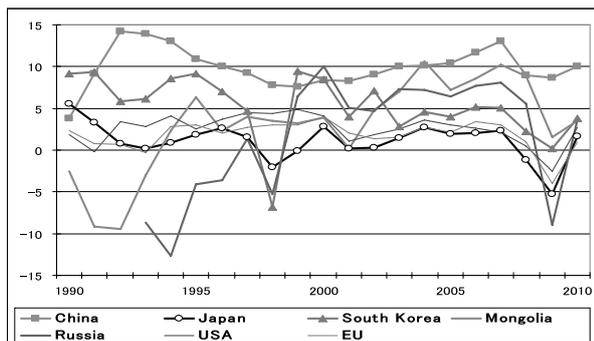
海外から投資を呼び込み、持続的な経済成長を図るためには、よいビジネス環境を作っていくことが欠かせない。北東アジアのビジネス環境は、世界銀行のビジネス環境指標（Doing Business Index）で見ると様々な様相を示している（表5）。中国ではこの指標は高くなく、ロシア（全国データ）ではビジネス環境整備に大きな課題が残っている。データは存在しないが、北朝鮮は投資を誘致できる環境にない。北東アジアでの問題点は以下のところにある—「建設許可を得る手続き」（ロシア全国、中国、モンゴル）、「国境を越える取引」（ロシア全国、モンゴル）、「ビジネスの起業」（中国、ロシア全国、日本）、「労働者の雇用」（韓国、中国、ロシア全国）、「税金の支払い」（中国、日本、ロシア全国）、「ビジネスの閉鎖」（中国、ロシア全国）、「投資家の保護」（中国、ロシア）。北東アジア諸国はこれらの点でビジネス環境を改善すべく一層の努力が望まれる。

2. 北東アジアにおける世界金融危機の影響

世界経済・貿易に及ぼす世界金融危機の影響は、特に先進国において打撃が大きかった。最近の世界銀行の推定によれば、世界経済は2009年に、マイナス0.8%の成長を経験し、第2次世界大戦後初めてのマイナス成長を記録した。先進国はマイナス3.2%成長となり、新興・発展途上諸国はプラス2.1%の成長を記録したものとされる。世界貿易は12.3%減で、特に工業製品において顕著だった。

輸出が大きく後退した結果、北東アジア経済のGDPも大きな影響を受けた（図1）。しかし、すべての国が2009年に、マイナス成長になったわけではなく、多様な経済パフォーマンスを示した。ロシア（全国）が最も深刻な影響を受けてマイナス9%となり、日本はマイナス5.3%になった模様だ。韓国の場合、2009年上期には深刻な影響を受

図1：アメリカ、EU、北東アジア諸国の実質GDP成長率（1990-2010年）



Source: IMF, World Economic Outlook, October 2009, database.

けたものの、同下期から回復基調に戻っており、通年でプラス0.2%の成長を維持した。中国は昨年、8.7%の成長を果たし、モンゴルも2.8%の成長を実現させた模様だ。日本経済は少しずつ回復の兆しを示しており、2010年には1.7%の成長が見込まれ、中国も堅調な成長を続け2010年には10%の成長が予想されている。経済回復により、この北東アジア地域の貿易の伸びは、世界平均を上回るものと予想される。

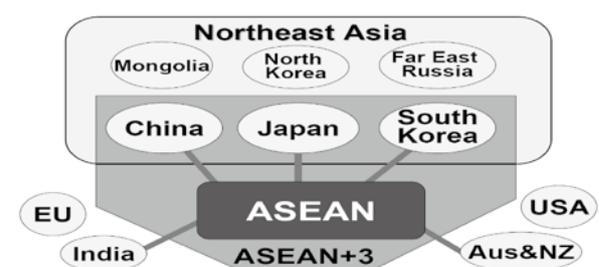
世界金融危機が長期的に北東アジアにどのような影響を与えたのかについて結論を出すのは時期尚早だ。しかし、欧米の経済回復が中期的にはまだ弱みであることを考えると、北東アジア経済圏の国内、サブ地域内における需要を拡大していくための政策協調が必要だろう。これまでの過度に欧米市場依存型の成長モデルをあらため、域内市場を成長の源泉とするモデルに変えていくことが課題だ。特に、域内市場の統合に努め、域内貿易・投資を活性化させていかなければならない。

3. ASEANの経験からの教訓

1997-98年のアジア金融危機後、東アジア地域は市場ベースでの経済統合を果たしてきたが、北東アジアのモンゴル、極東ロシア、北朝鮮はその中に十分組み込まれてはこなかった。日中韓の経済はますます相互に、また東南アジア経済や世界経済と結びつくようになってきているが、その他の北東アジア経済との結びつきが弱いままだ。ここでの課題は、モンゴル、北朝鮮、極東ロシアをいかに日中韓の経済と結び付けていくか、そしてより広い東アジア地域と結び付けていくか、ということだろう。

過去25年間の東アジアの対外志向的な経済成長と市場ベースでの統合の主な動因は、民間主導型の貿易、対外直接投資、金融取引の拡大であり、地域の生産ネットワークやサプライチェーンの構築による国際市場との結合にある。東アジアの域内貿易の発展は目覚ましく、その程度は

図2：ASEAN, ASEAN+3 and Northeast Asia



Source: 筆者の作成.

NAFTAやEUと比較しうるものになっている。WTO下の多角的貿易交渉の進捗が遅いことから、自由貿易協定(FTA)を通じて地域統合を図る機運が世界的にますます高まっており、アジアも決してその例外ではない。多くの東アジア諸国はFTA交渉を域内、域外の貿易相手国・地域と行っている。

東アジア諸国は経済協力的手段としてFTA以外にも、インフラ整備、エネルギー安全保障、環境保護、金融などでも協力を行っており、このような協力はサブ地域の協力イニシアチブに立脚している。サブ地域の協力でもっとも成功しているのが東南アジア諸国連合(ASEAN)だ。ASEAN 10カ国の努力によって、ASEAN自由貿易協定(AFTA)という形で経済統合が加速化しつつあり、同時に、ASEANサービス枠組み協定(AFAS)、ASEAN投資地域などでも協力が進んでいる。ASEAN諸国は現在、2015年までにASEAN経済共同体(AEC)を設立しようと努力している。

これらの努力の結果、ASEANは実質的に東アジア地域の経済統合のハブとなり、一連のASEAN+1のプロセスを進め、中国、日本、韓国、インド、オーストラリア・ニュージーランドなどとFTAを締結している。それは今やASEAN+3グループ(ASEAN 10カ国プラス日中韓)の中心的存在となっている(図2)。

北東アジアは、ASEANの協力・統合の経験から大いに学ぶことができる。つまり経済協力を同じような分野—貿易・投資、インフラ開発、エネルギー安全保障、環境保護、金融—で推し進めることによって、相互の経済的な結びつきを深めていくことができる。さらなる経済成長を実現するためにもっとも重要なことは、北東アジアで市場ベースでの経済統合を促進し、それを競争力のある経済地域に育てていくということだ。ADBの2008年の研究『台頭するアジアの地域主義：繁栄を共有するパートナーシップ』によれば、「アジアの地域主義が台頭することは、個別の国にとっても、地域にとっても、世界にとっても好ましい」。

北東アジアは東アジアのサブ地域として、東アジア全体の経済統合プロセスを進める上で重要な役割をもつはずだ。

4. 重要なサブ地域としての北東アジア

長期的に持続可能な成長を実現するために、北東アジアはサブ地域内のみならず、その他のアジア諸国、世界経済とさらに貿易・投資・金融面での結びつきを強める必要がある。北東アジアにおけるサブ地域協力メカニズムは、サブ地域内のみならず、ASEANその他の東アジア諸国と北東アジアをつなぐアジア広域的な、政策主導型の経済統合を大いに推し進めることとなろう。北東アジアの経済協力の主要なゴールの一つに、北朝鮮と韓国との平和的な再統合が挙げられる。無論そのためには、北朝鮮は韓国、日本、その他国際コミュニティと政治的な関係を正常化させ、経済改革・開放に乗り出す必要がある。朝鮮半島の平和的統合が達成されれば、より平和な、より安定した、より繁栄した北東アジアが実現できよう。

北東アジアは経済統合の観点からユニークだ。中核的な3カ国の間では貿易・投資を通じた事実上の統合が進められてきた。しかし、その他の北東アジア諸国は経済統合の動きから孤立しており、他のサブ地域に比べ市場ベースでも政策的にも経済統合の面で後れを取っている。北東アジアにおいては、2国間のFTAが存在するわけでも、サブ地域全体をカバーするFTAが存在するわけでもない。日中韓はいずれも数多くのFTAを東アジア域内・外の諸国と締結しているが、相互にはまだ1つも結んでいない(表6)。北東アジアは二つのギャップに苦しんでいるといつてよい。一つは日中韓の間で市場ベースでの経済統合と制度的な経済統合の間のギャップであり、もう一つはこの中核3カ国とその他の北東アジア諸国との間で市場ベースでの統合が進んでいないということである。

日中韓の間のFTAに関してはいくつかの提案が行われ、共同研究も行われているが、政府間での交渉が進んでいるわけではない。日韓FTA交渉は2003年12月に始まったが、

表6：東アジア諸国の自由貿易協定

	Within Northeast Asia	Outside Northeast Asia
Japan	--	ASEAN, Brunei, Chile, Indonesia, Malaysia, Mexico, Philippines, Singapore, Switzerland, Thailand, Viet Nam
China	Asia-Pacific Trade Agreement (APTA)	ASEAN, Chile, Hong Kong, Macao, New Zealand, Pakistan, Singapore, Thailand (Peru signed)
South Korea	APTA	ASEAN, Chile, EFTA, India, Singapore (US, EU signed)
Mongolia	--	--
North Korea	--	--
Russia	--	Armenia, Georgia, Kyrgyz, Ukraine

Source: WTO, RTA database.

暗礁に乗り上げ、2004年11月に交渉が中断したままだ。2007年3月からは日中韓の間で投資協定交渉が行われているが、目に見えるかたちでの進展はない。これら3カ国は、貿易・投資の自由化を含む包括的な経済連携協定（EPA）の交渉を進めるべきだろう。例えば日本が農・水産物貿易の自由化を図り、中国が外国投資と知的財産権の保護にコミットし、韓国が産業分野で中小企業を中心とするサプライチェーンの強化を行うことができれば、協定合意の可能性が広がることになる。

北東アジアにおける制度的な（＝政策主導型の）経済統合や協定に対する障害は、経済的な要因だけでなく、非経済的な要因—歴史的な敵意の残骸、各国間の対抗意識、共同体意識の欠如などが挙げられよう。人的・文化的交流、政治対話、歴史の共同研究など様々な協力が、制度的な経済統合の条件を作り出す上で役立つだろう。

5. 北東アジアをつなげるインフラ協力

北東アジアの多様性はある意味で強みであり、お互いの間の物理的な接続性を強化していくことで、貿易・投資、経済成長の機会が生まれよう。北東アジア協力の重要な分野としては、各国経済をより緊密に連携させること、そのために必要な運輸、電気通信、エネルギーの面で効率的なインフラ構築の連携を図ることだ。各国経済がお互いにそして世界全体とさらに接続することになれば、このサブ地域はより繁栄するようになる。日中韓とASEANの間で作られている国際的な生産ネットワークは、各国の比較優位性を活用したもののだが、それは国境を越えたインフラ連携がなければ実現しえないものだ。こうしたニーズを満たしていくためには、その資金需要に応えられる金融メカニズムを設計する必要がある。

北東アジア経済の世界的な競争力はインフラの質に大きく依存している。表7によれば、モンゴルのインフラは弱く、ロシア（全国）、中国でもさらに強化の余地がある。重要なことは、交通やエネルギーのインフラ開発を各国内および各国間で進め、サブ地域全体の競争力の強化につなげていくことだ。

世界金融危機後の課題として、北東アジアをつなげるインフラ投資を拡大すべき5つの理由が考えられる。第1に、インフラ整備が経済の発展を促し貧困削減につながることで、第2に、経済の競争力と生産性を高めること、第3に、成長のバランスを取り戻す上で貢献すること、第4に、他の分野の経済協力を促し各国間の信頼醸成につながることで、第5に、鉄道や風力・水力発電などで環境問題、気候変動、エネルギー安全保障問題などに寄与しうること。

北東アジア諸国のいくつかは現在、大図們江イニシアチブ（GTI）と呼ばれる意欲的なインフラ協力イニシアチブに取り組んでいる。1995年に発足したGTIの目的は、経済成長を促し、生活水準を向上させ、平和と安定につながるようなサブ地域プロジェクトを特定し、実施することだ。GTIには現在、中国、モンゴル、韓国、ロシアの4カ国が加盟し、UNDPが支援している。図們江事務局¹が組織され、サブ地域のインフラプロジェクトを推進し（表8）、投資家やドナーを呼び込もうとしている。

北東アジアはサブ地域のインフラプロジェクトをさらに拡大すべきだ。メコン河流域（GMS）におけるインフラ協力の成功は、サブ地域内の物理的な接続性の改善がいかに重要かを明らかにした。GMSは1992年に創立され、ADBが支援しているが、その目的は経済開発のためのインフラを整備し、それによってより財と人々の自由な流れを実現し、必要な資源基盤を共有することだ。北東アジア

表7：東アジアの世界競争力指標とインフラストラクチャーの質

	2001-2002			2008-2009		
	GCI	Infrastructure		GCI	Infrastructure	
	Rank	Rank	Score	Rank	Rank	Score
Japan	15	15	6	9	11	5.8
China	47	61	2.9	30	47	4.22
South Korea	28	27	4.8	13	15	5.63
Mongolia	--	--	--	100	133	--
Russia	63	--	--	51	59	--

Note: GCI = Global Competitiveness Index; Score for infrastructure: 1= poorly developed and inefficient; 7= among the best in the world

Source: World Economic Forum (2001, 2008)

¹ 大図們江イニシアチブ（GTI）は当初、図們江地域開発プログラム（TRADP）として1995年に発足した。北朝鮮は発足時からメンバー国だったが、2009年に脱退した。

でも同様に、域内外の連携を深めるため真摯な努力が求められる。

最近のADBの研究で、ADB本部と協力して行ったものに、『シームレス・アジアに向けたインフラストラクチャー』がある。この研究では、アジア広域的なインフラ・フォーラムをつくり、さまざまなサブ地域のプロジェクトの優先順位を定め、シームレス・アジアを実現することが提案されている。また、アジア・インフラ投資ファンドを創設し、公的資金と民間資金の両方を活用して、アジアのインフラ整備を行っていくことも提案されている。ここで一つ提唱したいのが、北東アジアでも国境を越えたインフラ投資を推進するための「北東アジア・インフラ投資基金」を設立してはどうだろうか。そのためには共通のビジョン、サブ地域全体での強力なリーダーシップ、各国のコミットメント、国際的・地域的な開発パートナーの支援が必要だ。そこには主要な国際機関や二国間機関が参加し、その他様々なステークホルダーが参加することが考えられよう。

6. エネルギー・環境協力

北東アジアの新興諸国、特に中国は、エネルギー需要の増大という厳しい現実に直面している。急速な工業化、都市の拡張・開発、公害の増大が進む中で環境、気候変動への影響を減らすことも急務だ。輸送やエネルギー分野でのインフラ投資を環境にやさしい形で行うと同時に、環境保護と温室効果ガスの削減に努めなければならない。ここで

重要なことは、輸送やエネルギーなど新しいインフラ投資を行う際には、環境面で持続可能なプロジェクトを目指すことだ。

2005年11月、北東アジア諸国は、エネルギー協力と貿易を促進し、北東アジアのエネルギー安全保障を前進させるべく「北東アジアエネルギー協力に関する政府間協力メカニズム」を発足させた。そのビジョンは「2020年までに持続可能なエネルギー協力で北東アジアのエネルギー安全保障を向上する」というもので、主な目標として、①域内のエネルギー供給を増大させて域外からのエネルギー輸入の依存度を下げる、②エネルギー供給・利用効率を改善する、③エネルギーミックスとエネルギー効率を向上させ、エネルギー生産・消費による環境への影響を最小限にとどめることが掲げられている。

北東アジア諸国はGTIの下でエネルギー・環境協力も行っている。2005年、GTI加盟国は、環境を、輸送、観光、エネルギー、投資など協力優先順位の高い分野での横断的なテーマとした。GTIは「図們江流域水質保護」に関するフィージビリティ・スタディーを行った。域内の環境協力を効果的に推し進めるためには、国を超えたデータや情報の標準化も求められる。

北東アジアの中核3カ国におけるエネルギーの消費は、特に中国において大きな水準に上ることになる（表9）。エネルギーの安全保障と低炭素型社会へのシフトを実現することがこのサブ地域の持続的な発展のために必要だ。そ

表8：承認済みのGTIプロジェクト

Projects	No.	Name of the project
Transport	1	NEA Ferry Route Border Infrastructure Framework
	2	Modernization of Zarubino Port
	3	Mongolia-PRC Railway Construction
	4	Resuming Hunchun-Makhalino railway
	5	PRC Road, Harbor Project in the Border Between PRC and North Korea
Energy	6	Capacity Building on GTI Energy at Regional Level
Tourism	7	Capacity Building on GTI Tourism at Regional Level
Investment	8	Training Program for Officials from GTI Member countries
Environment	9	GTI Environmental Cooperation: focusing on Trans-boundary Environmental Impact Assessment (TEIA) in GTR and Environmental Standardization in the Northeast Asia
	10	Feasibility Study on Tumen River Water Protection

Source: GTI (2010).

表9：北東アジアにおけるエネルギー消費ニース（百万TOE）

	Actual		Forecast		Average Annual Growth Rate (%)		
	1990	2000	2010	2020	1990-2000	2000-2010	2010-2020
Japan	439	525	543	561	1.8	0.3	0.3
China	673	932	1406	2063	3.3	4.2	3.9
South Korea	93	191	262	303	7.5	3.2	1.5

Note: TOE = ton of oil equivalent

Source: ADB/ADBI, *Infrastructure for a Seamless Asia*, 2009.

のためには、エネルギーミックスとエネルギー効率の向上を促す市場志向型の政策が求められる。こうした政策は、エネルギー価格の上昇を引き起こすことから、それが貧困層や社会的弱者に与える悪影響をやわらげるための社会保護政策を伴わなくてはならない。こうした政策パッケージを実現するためには、国際的な資金供与、技術移転、人材育成などによる支援が必要だ。

7. 北東アジアの統合に向けて

北東アジア市場をより拡大し、統合していくことは、世界的な金融危機でもたらされた課題に応えるだけでなく、確固たる平和に基づく北東アジアを実現する上でも貢献しよう。非経済的な要因がしばしば北東アジア経済統合の重大な妨げとなっているが、より緊密なサブ地域の経済協力こそ緊張を和らげ、紛争を防ぎ、共同体精神を醸成すると考えられる。ヨーロッパやASEANの経済統合、GMSのインフラ協力は、その好例を示している。

北東アジアにおける経済統合プロセスを始めるに当たっては、その中核である日中韓が緊密な相互協力を強化すべきだろう。日中韓の首脳は99年11月以降定期的に会合を持つようになってきているが、それを踏まえて日中韓が政策主導型の経済統合の気運を高めれば、それがさらにその他の北東アジア諸国に波及していこう。その意味で日中韓の経済連携協定（EPA）こそ、北東アジア自由貿易協定（NEA-FTA）を形成する最初の目標として位置付けられるべきだ。さらに日中韓のイニシアチブにより、国境を越えたイ

ンフラ整備、エネルギー安全保障、環境保護などの経済協力も推し進めることができる。モンゴルもまたこれら3カ国のイニシアチブに参加することができよう。極東ロシアがNEA-FTAのメンバーになるためには、まずロシア自身がWTOに加盟して相当程度の貿易・投資の自由化を進めておく必要があるかもしれない。

北東アジアの域内FTAを実現するために、またその他の協力を推し進めるためには、制度的な機関を整えることが必要となろう。北東アジアにおける政治状況を考えると、日中韓が率先してこの協力体制を構築することが現実的だ。例えば「北東アジア経済協力事務局」のような組織ができれば、サブ地域のさまざまな経済協力問題を進める上で大きなモーメントが生まれよう。これには、政策当局者だけでなく、経済界、学会、研究者、NGOなども関わっていくことが必要だろう。

北東アジア協力・経済統合は、サブ地域の競争力を高め、さらなる成長と繁栄に資すると同時に、貧困を削減し、環境面での持続可能性を実現する上で重要だ。貿易・投資、インフラ開発、エネルギー、環境などのサブ地域協力においてこのような利益が実現されれば、北朝鮮にとっても周辺諸国との経済協力を門戸を開く誘因となるだろう。このことが北東アジアの平和を確固たるものとし、より広域的な東アジア経済統合につながる契機になろう。その実現のためには、未来志向的なリーダーシップと、コミットメントが必要になる。

[英語講演をERINAにて翻訳]



基調講演 「京都議定書と北東アジア」

Climate Business Network (CBNet) 代表
ピーター・ペムブルトン

京都議定書と現在の炭素市場は2012年以降、どのように変わっていくだろうか。どのように変わり得るだろうか。コペンハーゲンの気候会議では、京都議定書に影響を与えるようなさらなる約束期間についての合意に至らなかった。したがってこの基調講演では、「新しい枠組み」を紹介することはできない。それでもなお、俎上に上っている多くの問題が何らかの形で近く合意できることになれば、と思っている。

長く厳しい交渉を経て、115カ国の首脳が集まってようやく、拘束力のない政治的な声明「コペンハーゲン合意」が土壇場になって採択された。中国、米国、インド、ブラジル、南アフリカのわずか5カ国がこれをまとめたが、決して最終的な合意というものではなく、「希望の港(Hopenhagen)」と宣伝したようなことは実現できなかった。失敗だった、あるいは小さいけれど将来へのステップだ、というようなことがいまだに議論されている。

京都議定書と炭素市場の将来、2012年以降の枠組みがどうなるかは、少なくとももう1年は決らない状況であり、2つのワーキンググループ(AWG)が協議を続けている。今の時点では、新しい議定書ができるかどうか、京都議定書に変更を加えながら継続するかどうか、2つ以上の議定書ができるかどうか、定かではない。締約国はコペンハーゲン合意に参加するかどうかを決定するか、場合によっては国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の枠外で政治主導型のプロセスを続けることになる。

国連事務総長は国連総会においてコペンハーゲン会議の結果を報告し、国際社会として取り組むべき多くの課題と、この経験を踏まえて交渉プロセスを改善していく考えを示した。この条約と議定書に関する北東アジア各国の立場を考えると、これから数カ月でERINAの下で何らかの議論を行い、その中で相互理解を深めていくことが可能ではないか。その議論の結果として何らかの提案が生まれ、それぞれ異なった意見をもつグループを満足させ、それがグループリーダーの国に伝われば、次のメキシコ締約国会議(COP)に先だって共通の立場を持つことにつながっていくであろう。このように積極的でタイムリーなアプローチがあれば、この1年間の緊張関係や国連主導型のプロセス

に対する信頼の欠如といった状況が改善されるだろうし、COP16の成功につながっていくことになる。

以下、この基調講演ではまず京都議定書の現在の形についてまず検討し、ここに集まっている各国の関わりについて考えたい。さらに京都議定書が2005年に発行して以来生まれてきた炭素市場の状況と、それが柔軟なメカニズムとして北東アジアにどのような影響を与えるかについて話したい。

コペンハーゲン会議の結果は、これからの京都議定書のメカニズムや炭素市場にも影響を与えるものである。クリーン開発メカニズム(CDM)や共同実施(JI)に対する議定書締約国会合(CMP)の決定、コペンハーゲン合意、さらに2つのAWGに関しても触れるが、逆の順で話を進めたい。その他、適応、資金調達、技術に関しては、話の中で触れるにとどめる。

さらに、コペンハーゲン以降の北東アジア各国のコミットメントについても検証する。「コミットメント」という言葉は意識的に使っており、この後、明らかにされるだろう。

前提・背景

ERINAが示すように、北東アジアは社会経済開発、産業構造において多様である。多様性は、京都議定書における各国の立場の違いにつながる。

京都議定書からは三つの柔軟なメカニズムが生まれた。第6条に基づくJI、第12条に基づくCDM、第17条に基づく排出量取引(ET)である。締約国は地理的グループに分けられ、そこでどのメカニズムが当てはまるかが決まる。日本は附属書I国に属し、すべてのメカニズムに参加できる。ロシアも附属書I国だが、移行経済国としてJIとETにのみ関わる。中国、韓国、モンゴル、北朝鮮は非附属書I国となり、CDMにのみ参加できる。

これらの区別が炭素市場における各国の役割にも反映され、どのような炭素クレジットを利用して各国の排出量を減らしていくか、さらに資金調達やクリーン技術を獲得する上でも関係してくる。具体的に言えば、附属書I国はその国の法律で認めた範囲内で、割当量単位(AAU)を売買でき、排出削減単位(ERU)を買うことが(ロシアは売ることも)できる。さらに認証排出削減量(CER)も

買うことができる。非附属書 I 国はCERを売ることでのみ利益を得ることになる。

炭素市場

炭素市場といっても単一の市場はまだ生まれておらず、さまざまな要素が互に関連しながら存在している。例えば既に実施されているEU排出取引枠取引スキーム（EU ETS）というのがあり、ほかにも初期段階のものや、これから生まれようとしているものもある（図1）。これらがやがて統一的なシステムとして世界的な炭素市場を形成し、排出権に価格的な指標が生まれ、インセンティブが生まれ、そのことで民間企業が参加し、排出量の削減につながっていくことが期待される。

炭素市場は、2008年は1,260億ドル規模で、2013年には6,700億ドル、2020年には1兆ドルに達するだろうと推計されている。京都議定書が発効した2005年は110億ドルだったものが急速に増えてきたが、2009年に伸びが止まり1,360億ドルと予測され、経済危機の影響やポスト2012の不確定などで、2012年までは成長が鈍化すると見込まれている。その後は再び急成長すると期待されているが、それはメキシコのCOP16やCMP6で諸決定がなされることに依存している。

現在の炭素市場は、12月の交渉が失敗したことで、かんばしくない。欧州における炭素価格は、コペンハーゲン合意後の取引初日で約9%下がった。2010年を通して弱含みが続くと言われている。市場参加者はこれからも交渉を続ける圧力にさらされている。

炭素市場の中ではEU排出取引枠取引（EU ETS）が主流で、EU内のcap-and-trade認証（ヨーロッパ排出枠：EUA）を通じて炭素認証が取引されており、2008年には919億ドルに上った（図2）。京都認証であるCERやERUも欧州議

会のリンキング指令（2004年）の下でEUのスキームとして利用できるようになり、2008年には炭素市場の26%に達した。

北東アジア諸国のうち5カ国は炭素認証の売り手であり、日本だけが現在、唯一の買い手である。しかし韓国が間もなく買い手となり、日韓はすでに炭素取引のプラットフォームを確立している。

CDMのホスト国は中国が中心的存在であり、2008年の世界のCERの84%が中国で取引され、1,700件以上のプロジェクトが計画中で、2008年以降その半数が記録された。CDM理事会で発効したCERが174,537,938（全体の47.6%）に上り、2012年までのプロジェクト件数でも過半数を占め、他の国々に先行している。

韓国の登録プロジェクトはわずか（35件）だが、大規模なガスプロジェクトから多くのCER（47,664,437）が生まれている。

非附属書 I 国のその他2カ国はCDM市場参入の初期段階にあり、モンゴルは3件の登録プロジェクトから2012年まで71,000 CERにとどまり、北朝鮮にはプロジェクトがない。

JIIについては、ロシアが市場の68%を有し、95件のプロジェクトが計画中で、ERUにして1.98億に上る。しかし、それらはまだ決定段階にあり、登録されたものはない。またロシアのAAUは大幅な黒字となっているが、実際に市場に参入したものはない。それというのも、グリーン投資スキーム（GIS）に対して炭素収益を配分する明確なシステムがないからである。

日本は炭素クレジットの買い手だが、CDMやJIプロジェクトからの購入は5%に過ぎない。それらの主な購入者は欧州で、早い段階からEU ETSが導入され、英国を中心に積極的に市場参入した。日本政府は最近、京都メカニズム

図1 炭素市場の諸コンポーネント

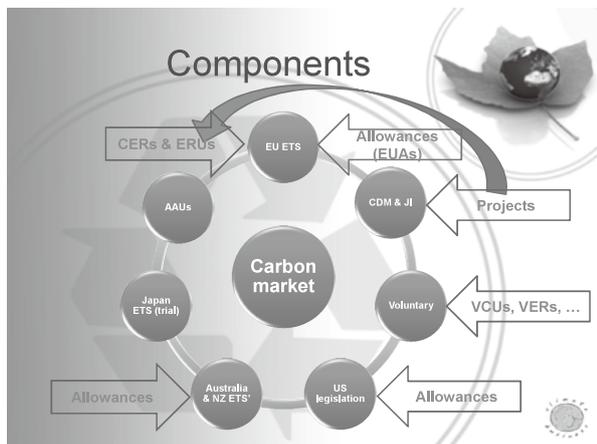
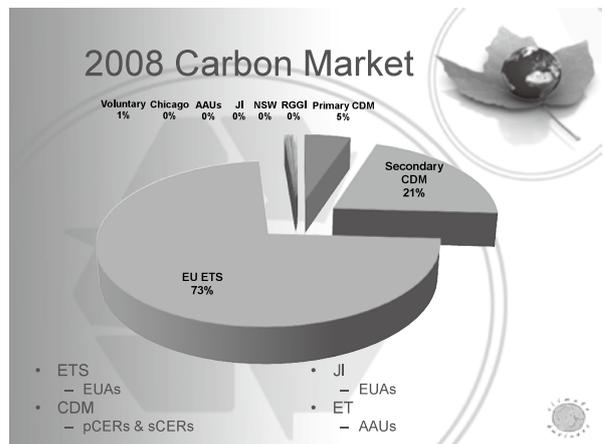


図2 炭素市場（2008年）



の下でAAUを購入しはじめ、京都の目標達成に向けて2億7,000万トンの取引を行った。CERは三菱、丸紅など日本の民間企業も購入している。日本企業は250件以上のCDM登録プロジェクトからCO₂換算で5.53億トン（未登録CDM、JIプロジェクトを含めると6.2億トン）のクレジットを購入した。京都議定書がこのまま2020年まで延長され、CERがこれからも実施されるならば、日本企業が登録プロジェクトから購入するCERは1.3兆トンに上る。

以上のように、北東アジア諸国は京都議定書の下に規定された炭素市場に大きな関心を示しているのである。

これからの体制は？

次に、締約国の間でなされている交渉について、また京都議定書の炭素市場に関連する点について述べていこう。

COP15ではいくつかの会議が同時並行で開催された。否定的なマスコミ報道が一般的ではあるが、一部では、特にAWGにおいては前進があった。報告書としてまとめることができなかつたのは事実だが、両AWGともさらに1年の審議期間が与えられた。

AWG

二つの作業部会が設けられ、一つは条約、もう一つが議定書について審議している。

京都議定書

京都議定書の下での附属書I国のさらなる約束に関する作業部会（AWG-KP）では、まだ文書のかなりの部分が括弧付あるいは空白となっている。炭素市場に関する点として、

- 議定書の改定
 - 第2次約束期間（2017年または2020年まで）における新たな排出削減約束文書
 - 第2次約束期間へのAAUの繰り越し（特にロシアに対し）
 - 議定書または条約の下で新しい市場メカニズムから生まれる炭素ユニットの検討
- 土地利用・土地利用の変更・森林（LULUCF）
 - 包括的行動とCDMにおけるリスク削減
 - 利用可能な方法論の改善、増加
 - 算定と目録の問題
- 市場メカニズム
 - 炭素回収・貯留（CCS）を含むか除外するか、原子力、国家による適切な排出削減行動（NAMA）、CDMにおける標準的なベースライン

- 特に登録プロジェクト10件以下の諸国に対する
 - ・ 追加様式の単純化
 - ・ 取引コストに関する前払い資金条項（両者ともCMPのCDMに対する決定として採択済）
- JIにおいて原子力を含むか除外するか
- 将来の約束期間にどのような単位を制限するか認めるか
- AAU取引の適応に関する収益割当の控除
- CMPの自主的な参加国の許容と新しい市場メカニズムの確立
- 補完性

加えて、温室効果ガスの価値、算定、報告の問題には、三フッ化窒素（NF₃）など新しいガスも含まれている。

協力行動

今回の交渉で最も厄介で、まだ解決していないことは、（先進国の「歴史的責任」を含め）世界の排出量のキャップを設定することで、（特に途上国によって）どうしたらそれを緩和できるかということであった。前者の問題ではG77諸国が部屋から出て行ってしまい、十分な関心が払われなかった。いくつかの誓約が前もってなされたにもかかわらず、気温上昇を2℃未満に抑えるためには不十分だったと言われている。他方、途上国の緩和行動には、コンセンサスが生まれつつある。各国の国内行動については非附属書I国の国別通報において発表されると同時に、測定・報告・検証（MRV）を通じて国際的パートナーがサポートし、それがNAMAとして登録されることになる。これらの問題がゆくゆくどうなるかは、炭素市場への影響を考えると、まだ不明確だと言わざるを得ない。

条約の下での長期的協力行動のための特別作業部会（AWG-LCA）の議長が提案した結論案にもかなりの空白と括弧つきがある。その草案は、京都議定書や炭素市場に対して直接あるいは間接に影響するものとして、次の点を含んでいる。

- 財源と投資
- 技術開発と移転
- 人材育成
- 途上国のNAMA
- 森林
- マーケットを利用した様々な緩和のアプローチ
- セクター別アプローチと特に農業における行動

こうした問題にどのような意味があるのか、2012年以降の炭素市場に関係する限り見ていきたい。

作業部会の報告案は、形式的な合意があったわけではな

いが、京都議定書が条約の究極的な目的に重要な役割を演じており、将来の緩和制度において様々な期待感を生んでいる、としている。

まず**資金源**としては、非附属書 I 国における国際的に支持されたNAMAの議論に密接に関係する。報告案では気候ファンドの設立について述べ、そのファンドは条約の下で様々なイニシアチブを支援し、「新しく追加的かつ適切な資金供与」を行い、民間および革新的な資金源から供与される。財務委員会が資金の流れをモニターし、非附属書 I 国の緩和行動の財源として支援し、プロジェクトファイナンスの資金源とし、CDMやJIの障害となっているものを取り除こうとするものである。

森林分野の行動に関しては、森林減少・劣化からの温室効果ガス排出削減 (REDD) が合意に近づいており、政策、インセンティブ、戦略、計画、人材育成、実証行動など、段階的に導入されようとしている。REDDについては、附属書 I 国、非附属書 I 国の双方の関心が高いが、ライフサイクルアセスメント (LCA) により検討されている問題として、REDDが炭素市場とどう関係するかがまだ明確でない。AWG-KPはLULUCFの拡大を考えており、二つのアプローチで共通の基礎を探していくことになる。

セクター別アプローチとしては**農業部門**で一定の前進がみられ、食料安全保障、持続可能な生活について緩和と適応の双方の視点で注目されている。この問題はセクター別カテゴリーとして取り上げられ、かなりの排出量削減に寄与するものとして、いずれは炭素市場に入ってくるだろう。セクター別CDMの問題はまだ議論の余地を残し、賛否両論ある。反対意見は主に、コミットメントしたくない非附属書 I 国であり、彼らの反感はNAMAの決定が進むとともに軽減されるかもしれない。セクター別CDMを促進することで、排出量を削減し、取引コストと承認プロセスを簡略化することにもなる。

技術開発と移転も、新しい方法論および炭素市場の軽減プロジェクトに入ってくるだろう。この点でウォッチしていく必要があると同時に、気候技術センター、気候技術ネットワークなどもスタートするだろう。こうした動きは特に中国が数年間ロビーイングしてきたものである。**人材育成**は技術移転と密接に関係するとともに、センターをネットワーク化するには、その他の条約の下の問題と同様に、報告案に示された支援が必要である。人材育成は軽減行動や非附属書 I 国におけるCDMやJIの可能性開発にも関係するが、(特にモンゴルや北朝鮮では)資金源があるかどうか、場合によってはCDM取引コストの前払い資金があるかどうかにかかってくるだろう。

その他の軽減行動について、AWG-LCAの報告案にもあるが、議定書の市場メカニズムを活用することが考えられ、やがてこれが何らかの法的な形態を取ってくると考えられる。航空機用、船舶用の燃料などがここで特に言及されているが、実際にどのようなタイプやセクターの活動が炭素市場に関連する行動になるかはまだ明らかではない。

その他、まだ解決されていない問題として、補完性の問題 (附属書 I 国の国内的な措置vs. CDMなどのより柔軟なアプローチ-日本は将来のコミットメントのかなりの部分を海外から調達しようとしているが、EUはこうしたアクセスを2012年以降は制限しようとしている)、LULUCFの役割 (植林や農業のセクター的アプローチは別として)、MRVと遵守の問題がある。

二つのAWGが採択すれば、その報告はメキシコのCOP16に提出される。その時点で、2012年以降も二つのグループが別々にやっていくのか、あるいはすべての問題を一緒に検討していくのかが決ってくる。

コペンハーゲン合意

いろいろと中傷されているコペンハーゲン合意は、拘束力のない政治的な声明にすぎない。京都議定書を変更、拡大、延長したり、それに替ったりするものではない。追加的な新しい議定書が交渉の結果出てくるかどうか、あるいは政治主導の二国間ベースによるものがUNFCCCの多国間交渉に替って出てくるかどうか、明らかではない。COP15が政治的なサミットになった状況を考えると、こうしたことが2010にも続くだろうと思われる。

すでに申し上げた通り、米国、中国、インド、ブラジル、南アフリカがコペンハーゲンでの成果に土壇場になって合意し、UNFCCCの最後の本会議において「注記」された。「決定」は下されなかった。そして日本、ロシア、EU、韓国などの支持とともに妥協の産物として出てきた。

この前例のない合意が、米国と非附属書I主要4カ国との間で合意されたこと自体、COP15の大きな成果であった。合意には、法的に固まれば炭素市場に影響を与えうるいくつかの点がある。より重要なのは、こうした点がAWGの報告案に含まれていることで、それがまた別の形で交渉に出てくることも考えられる。それらの問題とは、

- 気候変動に対する長期的な協力をさらに高めようという合意
- 地球温暖化による気温上昇の上限が2℃であることの認識
- 非附属書 I 国にとって適切な緩和行動 (NAMA)
 - 国内的に支持されるときは国内的なMRVが必要

- 対外的に支持されるときは国際的に登録され国際的なMRVの対象となる
- 森林関係のインセンティブ、特にREDDプラス
- 市場を含めた様々なアプローチの検討
- 「コペンハーゲン・グリーン気候ファンド」からの資金供与を含めたさまざまなインセンティブ
 - 300億ドルを2010～2012年まで提供（スタート資金として）
 - 2020年までに年間1,000億ドル
- 技術的メカニズムの確立

合意は、一部の国々が集まって「小さいけれども必要な一歩」であると認められた。しかし、2010年にこのモメンタムを維持することができるかどうかは分からない。

合意文書には、附属書I国、非附属書I国が誓約した表が含まれている。北東アジアの中国、日本、ロシア、韓国なども各国の意図を発表しており、その表の中に含まれているが、公表はされていない。

この合意はまだUNFCCCの正式文書になっておらず、拘束力を持っていない。もし他の締約国から十分な指示が得られなければ（たとえばキューバはこれに加盟しないと表明している）、これは2012年以降のUNFCCCのたたき台にはならないし、資金供与その他の支援も得られないことになってしまう。

その他の議論

コペンハーゲン会議の結果は期待に沿わないものだったが、この条約の下で他の機関が行っていることの中で成果が出ているものもある。例えばCDMに関するCMPの決定で、この地域に関連するものとして、

- CDM理事会（EB）におけるガバナンス
 - 国の法的な要件として検討し、逆インセンティブになるようなものがあってはならない（公道価格買い取り制度が中国における風力発電に関連して議論された）。
- 国やプロジェクトによっては相応しくない方法論
- 追加性の実証
 - 新しい簡素化されたルールとして、5 MW以下の再生可能なエネルギープロジェクト、年間20GWh以上を節約するエネルギー効率プロジェクトに関して適用する（モンゴルや北朝鮮に関連する）。
- EBに求められる炭素回収貯留（CCS）に関するさらなる検討
- 登録や発行の問題
- 登録プロジェクトが10未満の国に対する配分（モンゴ

ル3、北朝鮮0）

- 登録料を最初の発行があるまで延期
 - 融資の割り付けと最初のCER発行以後の返済
- COPでのJIの決定については、かなりの進捗をみた。

排出削減への「コミットメント」

コペンハーゲンでは期待に反し、大きな成果が生まれなかった。パリで大きな期待がもたれ（パリ行動計画とパリ・ロードマップ）、世界の指導者が参加すると言ったにも関わらず、最後には一部の国々による合意が出されにすぎなかった。

拘束力のある排出削減「コミットメント」の問題が未解決の問題として残っており、非附属書I国がこれを拒否している。昨年、「コミットメント」に替わりうる新しい用語が交渉担当者から出てきたが、その「拘束力」という言葉はいまだ議論が続いている。各国における適切な軽減行動（NAMA）はコミットメントとは異なるが、「共通だが差異のある責任」というコンセプトであり、非附属書I国に支持されている。

様々なレベルで交渉が続けられているが、独自の政策、法律の下で取り組みを続けている国々もあり、国際的な交渉につながっていくことが期待される。例えば、ブラジルは36.1%～38.9%の削減目標を発表し、新しい国家気候変動政策の下で規制している。メキシコは2012年から年間50Mtを自らの方法と資金で削減することを発表した。南アフリカは「現在の排出ベースラインを下回る」軽減行動を取り、2020年までに34%、2025年までに42%の削減を行うことを発表した。インドは自主的な目標として2005年比で2020年までに炭素原単位で25%の削減を打ち出した。オーストラリア、カナダ、パプアニューギニア、モルジブなどはコペンハーゲン合意に加盟すると発表している。

先進国および途上国の誓約に関する「Climate Action Tracker」によれば、地球温暖化は2100年には3.5℃～4℃上がる。産業革命以前から2℃上昇という数字以上に大きく、コペンハーゲン合意で言及されている目標を超えたものとなっている。

世界的な排出量は、単に先進国が原因となっているのではなく、途上国もいまや先進国と同程度の排出がある。すなわち、双方とも排出を軽減する可能性があり、以前より費用対効果の高い形で実現することができる。

北東アジア諸国は世界の排出量の34%を占め、中国の「役割」が大きい。世界的な温度上昇の上限に関する合意がなされ、その結果として軽減行動が合意されるかどうか交渉の鍵を握り、その議論の結果が世界の炭素市場の将来に

も影響を与える。排出量の多い国々、炭素市場に深刻な関心を持つ国々に、交渉の結果は重要な役割を果たすことになる。

そこで、この地域の各国に関連する事柄を取り上げよう。

日本

日本は附属書 I 国である。京都議定書に署名し、対1990年レベルで6%の削減目標に合意している。日本はコペンハーゲン合意の支持国であり、COP15に先立って、1990年レベルに対し2020年までに25%削減、2050年までに60～80%の削減を提案した。最近の政府の発表によると、2020年までの目標は守り、この約束を合意に従って1月末までに国連に登録するとしている。この目標は「Climate Action Tracker」によって十分だと言われているが、主要排出国がこの野心的目標にコミットするという条件付きのものである。

日本は国際的な炭素市場メカニズムを支持し、これを通じて25%削減のうち60%を実現しようとしている。日本の国内排出取引スキームは2008年10月、自主的な形で立ち上げたもので、これが義務的な参加になっていく際の一つの経験となると同時に、目標達成に向けたコスト効率の良い全面的なスキームにつながっていくことが期待される。

ロシア

ロシアはこの地域におけるもう一つの附属書 I 国だが、1990年の排出レベルを維持すればよい。コペンハーゲン合意の最終文書の発案者には名前は上がっていないが、コペンハーゲン合意を支持している。

コペンハーゲン会議の前に、1990年に対し2020年までに10～15%、その後は30%下回るという削減目標を発表した。UNFCCCの数字によると、ロシアの排出量は経済の縮小により90年に比すすでに33.9%下回っている。Climate Action Trackerはこの約束では不十分と考えている。ロシア大統領は最近、2050年までの長期目標として90年レベルの50%削減を発表した。

京都議定書を批准する最後の国としてロシアは称賛され、それにより2005年、議定書は発効した。しかし、その後の手続き、必要な措置の実施は相対的に緩慢だった。最近の修正案などによって手続きが加速化され、ロシアでも炭素市場が開設されることが期待される。

J1による炭素クレジットだけでなく、ロシアは余剰AAUの販売によってもメリットを享受できる。ロシアではグリーン投資スキーム（GIS）が作られていないが、これから入ってくる資金を使ってグリーン化できる。AAU

の買い手は、売り手側の経済の縮小を挙げ、特定の削減措置を取ったからではないとしている。しかし最近の報道によれば、ロシアおよび欧州復興開発銀行（EBRD）は、AAUの売却から得られる資金をエネルギー効率改善プログラムに回すことを検討している。

余剰AAUは膨大であり、ロシアは当然、将来の約束期間においてこれを実施することが期待されるが、この問題は今なお議論されているところである。

中国

中国はコペンハーゲン合意の起草国の一つであり、COP15の最終段階になって絶好の交渉の立場にあることが明らかになったが、元G77の多くの諸国は、中国が合意に同意したこと、その他会議で中国がとった立場を批判している。しかし、より広い視野で見ると、こうしたイニシアチブは2010年の包括的な合意につながっていくと思われる。中国および他の非附属書 I 国（インド、ブラジル、南アフリカ）は、主要な途上国で地理的にも大きい。米国とともに、これらの諸国は世界の炭素排出量の50%近くを占め、にもかかわらず中国の一人当たり排出量は米国よりはるかに少ない。これら非附属書 I 国とは別に、政治的に、拘束力のない形で、NAMAによる排出削減コミットメントが合意されていけば、コペンハーゲン合意は米国議会が国内法を決める要素ともなってくるだろう。このことが非附属書 I 国と米国との長年の行き詰まりや、議定書をめぐって締約国に起こった問題、さらにコペンハーゲン対話を脱線させかけた争点などを解決する鍵となるであろう。

「2006年の中国5カ年計画は、GDPに対するエネルギー原単位を2010年までに20%削減することとし、2008年末までに10%削減された」（最近の報告では2009年末までに16%削減された）。このため、GDPに対するCO₂排出原単位を2005年から2020年にかけて40～45%削減するという中国の会議前の発表には驚きがなく、ごく普通のことだと考えられた。Climate Action Trackerとしてはこれでは不十分であり、現在の国の政策を通じていつでも達成できるものとした。しかしこのことは、気候変動軽減に貢献する提案を中国が国の状況に合わせて自ら提案し、自ら努力するものであり、もし附属書 I 国からの資金と技術があれば、さらなる削減が中国に可能であろう。COP以前、中国は米国、EUなどの先進国と二国間で議論してきており、EUとしては炭素回収貯留（CCS）協力を行い、あまりにも炭素集約的にエネルギーを生産している中国においてさらなる排出削減を導こうとしている。

韓国

韓国は非附属書 I 国だがOECD加盟国であり、合意の議論に参加し、最近では合意に基づき、2020年の参照排出量に対し30%削減（2005年価値に対して4%削減）という目標を発表している。Climate Action Trackerはこの誓約を「中程度」としている。

韓国は2012年以降、附属書 I 国になることが期待されており、自らも炭素市場において主要国になろうとしている。2005年の排出量に対してまず1%削減するパイロット的な排出取引スキームが既に始まっている。韓国には既に炭素基金がある。アジア太平洋地域において、炭素クレジットが得られ、投資できるプロジェクトを、さまざまな機関が探っている。

モンゴル、北朝鮮においては、排出量削減目標は提案されていない。

提言

北東アジアでは、大きな国がUNFCCCや議定書の交渉において影響力を行使できるだけでなく、一連のメカニズムから大きなメリットを享受している。中国と韓国がCDMと議定書を早くから受け入れ、日本が炭素クレジットの買い手としてこれを促進し、ロシアはこのマーケットに参入する。モンゴルと北朝鮮だけがメリットを受けていないが、改革と将来の柔軟なメカニズムの開発を通じて、可能となってくるだろう。

条約に関連した域内各国の立場を考え、見解の違いに関

わらず京都議定書の市場的な側面を維持したいという気持ちがある限り、これから先もさらに議論がなされていくだろう。ERINAの下でその議論が行われれば、UNFCCCその他の交渉グループとは異なった立場に対しても、より深い相互理解が得られていくであろう。

中国が起草に参加し、日本、ロシア、韓国の暗黙の支援もあったコペンハーゲン合意の目的がその出発点となる。AWGの交渉文書のレビューを通じて、それぞれのグループに属する国々を満足させる代案を示すことができれば、その結果はそれぞれのグループリーダ国に伝えられ、メキシコCOPまでに共通の立場を持つことにつながっていくだろう。こうした積極的でタイムリーなアプローチがあれば、この1年間の緊張関係や国連主導型のプロセスに対する信頼の欠如といった状況が改善され、COP16の成功につながり、多角的な交渉の場に再び関心を戻すことができるであろう。このことが、すでに始まっている二国間や複数の並行した交渉を通じた条約プロセスの「脱線」を防ぐことになるだろう。

国連の下の議論がどんな形であっても、共有の立場や仕組みといったものは重要であり、受容可能なプロセスを1997年の京都議定書で構築したものに加えていくことができる。日本はこの地域の隣国とともに、国際気候協力の新たな時代を迎えるに当たって、重要な役割を担っていくことになるだろう。

[翻訳・文責 ERINA]